マンション管理計画の認定申請に係る提出書類チェック表

１．マンションの名称

２．提出書類

|  |
| --- |
| 提出が必須である書類 |
| 番号 | 提出書類等 | 備考 | ﾁｪｯｸ |
| ① | 認定申請書 | 別記様式第一号 |  |
| ② | 当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し |  |  |
| ③ | 管理者等を選任することを決議した集会（総会）の議事録の写し | 管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類（理事会の議事録の写し等） |  |
| ④ | 監事を置くことを決議した集会（総会）の議事録の写し | 管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類（理事会の議事録の写し等） |  |
| ⑤ | 認定申請日の直近に開催された集会（総会）の議事録の写し | 年１回集会を開催できなかった場合は、別の措置が図られたことが確認できる書類 |  |
| ⑥ | 管理規約の写し |  |  |
| ⑦ | 認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会（総会）において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 | 当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における総会において決議された収支予算書 |  |
| ⑧ | 当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類 |  |  |
| ⑨ | 長期修繕計画の写し | 建築基準法第１２条第１項に基づく定期報告において報告された要是正項目（既存不適格を除く）がある場合、改善予定が明記されていること |  |
| ⑩ | 当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した集会（総会）の議事録の写し | 管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類 |  |
| ⑪ | 名簿の表明保証書 | 参考様式 |  |
| 12 | 堺市マンション管理計画概要書 | 様式第1号 |  |
| 13 | 堺市マンション管理適正化指針に関する管理計画確認書 | 様式第2号 |  |
| 14 | 防災アクションプラン及びこれを管理規約等に定めていることが確認できる書類 | 参考様式 |  |
| 15 | 管理組合専用郵便受けの設置状況届 | 様式第3号 |  |

|  |
| --- |
| 必要に応じて提出が必要となる書類 |
| 番号 | 提出書類等 | 備考 | ﾁｪｯｸ |
| ① | 適合証 | 管理計画認定手続支援サービスで事前確認を受けた場合に発行される適合証 |  |
| ② | マンションの除却等が想定されている場合は、除却予定時期が議決された集会（総会）の議事録の写し |  |  |
| ③ | 修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家からの修繕積立金の平均額が著しく低額でない特段の理由がある旨の理由書 |  |  |
| 4 | 耐震診断を実施することを決議した総会等の議事録の写し |  |  |
| 5 | 耐震診断の結果を記載した書類の写し又はこれに代わる書類 |  |  |
| 6 | 耐震改修計画認定を取得することを決議した総会等の議事録の写し |  |  |
| 7 | 建替え等に向けて議論した総会等の議事録の写し |  |  |
| 8 | 耐震改修計画認定を取得したことがわかる書類 |  |  |

※管理計画認定手続支援サービスで事前確認を受けてから申請を行う場合は、番号に○印が付いている書類は支援システムから送付されるため、堺市に直接の提出は必要ありません。

※議事録は署名(又は電子署名)があり、有効なものであることが必要です。

※規約に定めがある場合、集会（総会）の議事録の写しを理事会の議事録の写しに変えることができます。

※上記の書類の他、審査の状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

※修正等があった場合に連絡する担当者の連絡先を記入してください。メールアドレスを記載の場合、メールにてご連絡します。

　氏名：

　電話番号：

メールアドレス：

　住宅施策推進課のアドレス（jusui@city.sakai.lg.jp）から送付しますので、メールを受信できるようにドメイン指定受信で許可するように設定してください。